

教師の質を保障するための国家政策：タイの場合

Dr. ナルモン・インプラシット

タイ コンケン大学 教職センター長

## はじめに

1997年に行われた教育大改革が原因となって発生した、タイにおける教育管理の大きな問題の1つは、教員と教育に関わる職員に関することであった。これらの問題は教職専門基準 (teaching professional standard) の作成、使用、発展、そして維持することから発生した。その結果、1997年のタイ王国憲法、第81項にも教員養成のための条項が制定された。加えて、1999年の国家教育法 (National Education Act)、第9項 (4) では教員、講師 (instructors)、そして教育関係者の専門的基準を高めるための原則を含む規定が制定された。これはタイにおける教育改革の一部としての教員養成のためのガイドラインを明記するのに重要な根拠となった。

## 教員の質的発達

教員の質的発達は、以下に述べるガイドラインから成り立っている：

- 1、 教員、講師、そして教育関係者のための養成や研修のシステムとその課程は、職業教育 (Vocational Education) の水準をより高めるために適した質をもって組織された。これにより、新任や現職の教職員を定期的に、しっかりと準備することができた。また、教員養成のための資金も準備することができた。
- 2、 教員組合や教育委員会の設立による教育実践基準の維持管理は教育基準、教員免許の発行や抹消、そして教員や学校管理者の養成の元となった。
- 3、 公認教員の職員管理のための中央組織が設立された。公立の教育機関 (Educational Work Unit) と教育サービスエリアの両方に属する教員と教育関係者たちは、教育サービスエリアと教育機関への職員管理分離理念のもと、中央組織の権限によって配置された政府職員である。
- 4、 公認教員や教育関係者が社会的・専門的な身分にみあう十分な収入を得られるように給料、収入、福利、そして厚生給付 (fringe benefits) に関する法律も制定された。
- 5、 教員、講師、教育関係者を意欲を高め、独創的な仕事、優秀な実績、そして名誉賞の報奨金の配分のための財源も設けられた。
- 6、 The Educational Work Units は人々の教育に役立つ経験や専門知識、技術、そして地域的知識を応用したり、名誉や敬意を教育管理に貢献した人へ与えたりすることで、教育管理に参加する人的資源を統合した。

## 教職専門基準 (Teaching Professional Standards)

上記のような実行のためのガイドライン、特に専門的基準の管理と維持は新任教員のために決定された。専門的基準は教員免許の発行や抹消、基準に則した実践の管理や監

視、そして専門的な倫理や発展のために指定された。

**教職専門基準**は教職として必要とされる望ましい特徴や質に関する規定である。教職に就く者は、1945年の教育法に基づいた教職組織としての教育委員会の基本原理を専門的な基準として持ち合わせねばならない。そして、1945年の教育法では教職専門基準として以下の3つの要素が定めている。

- 1、 知識と職業経験の基準
- 2、 仕事の実践基準
- 3、 振る舞いの基準

**知識と職業経験**の基準は以下のように明記されている：

- 1、 専門委員会（Professional Council）に認可された教育学士号、もしくは
- 2、 他の専門分野での学士号と、24単位以上の教育学分野での研究か教育実習。  
そして、
- 3、 教育委員会の認可した学校での教職経験と専門委員会の指定した教育評価を受けていること。

**仕事の実践基準**は教育委員会（タイ国教育委員会）が認可した教職専門基準の尺度から成っており、以下の12の基準が含まれている：

- 基準1： 常に教員養成のための教育実践を行っている。
- 基準2： 学生への影響を考え、様々な実践活動を行う。
- 基準3： 学生の潜在的可能性を十分に伸ばし続ける。
- 基準4： 効果的な教案を制作する。
- 基準5： いつでも効果的な教材を開発する。
- 基準6： 学生の持続的効果に焦点をあてた教授活動を組織する。
- 基準7： 学生の成長（質的発達）で気がついたことを体系的に報告する。
- 基準8： 学生の模範になるように振る舞う。
- 基準9： 学校で他の人達と創造的に協働する。
- 基準10： 地域社会で他の人達と創造的に協働する。
- 基準11： 進歩のために情報やニュースを集め活用する。
- 基準12： 学生があらゆる状況から学べるような機会を与える。

**振る舞いの基準**は専門委員会（タイ国教育委員会）で定められている教員倫理法に基づいており、現在では以下のように記されている：

- 1、 教師は学生を平等にケアし、サポートし、そして励ますことによって学生を愛し、寛容でなければならない。
- 2、 教師は全能力と誠実さを持って学生達に知識、技術、良識のある教師の良い習慣を教え、訓練し、実践して、養成しなければならない。
- 3、 教師は肉体的にも、言葉の上でも、そして精神的にも学生にとって模範とならなければならない。
- 4、 教師は学生の肉体的、知力的、精神的、感情的、そして社会的な発達の妨

げになるように振る舞ってはならない。

- 5、 教師は義務を實踐する上で、金銭を受け取るような利益を得てはならない。また、学生の利益のために不正行為を強要してはならない。
- 6、 教師は常に技術的、経済的、社会的、そして政治的な進歩に合わせて自身自身の専門面（職業面）、人格面、そしてものを見通す力（視野）を磨かないといけない。
- 7、 教師は教員組織のよき一員であると同時に、自らの教職とうい立場を愛し、信念を持たなければならない。
- 8、 教師は、他の教師や地域社会（コミュニティー）を創造的に助け、支えるべきである。
- 9、 教師は知識とタイ文化の保全と発展のために自らがリーダーとなるよう振る舞うべきである。

**教職専門基準**は教員免許を取得、または更新する者の特徴／特性を規定するうえで主要な行動指針となる。教員免許を受け取る者は上記のような特性を持ち合わせる必要があるのである。